

第七十五回国会 議 院 運 営 委 員 会 議 録 第 十 五 号

昭和五十年三月二十八日(金曜日)

午後零時三十八分開議

出席委員

委員長 田澤 吉郎君
理事 小淵 惠三君 理事 西岡 武夫君
理事 加藤 六月君 理事 大村 稟治君
理事 木村武千代君 理事 山口 鶴男君
理事 東中 光雄君 理事 大久保直彦君
理事 瓦 力君 理事 楠橋 進君
理事 羽田 孜君 理事 葉梨 信行君
理事 綿貫 民輔君 理事 小川 省吾君
理事 小沢 貞孝君

委員外の出席者

副議長 秋田 大助君
事務総長 藤野 重信君

委員の異動

三月二十八日

辞任

加藤 紘一君 補欠選任 葉梨 信行君
近藤 鉄雄君 綿貫 民輔君

同日

辞任 補欠選任 加藤 紘一君
葉梨 信行君 近藤 鉄雄君
綿貫 民輔君

本日の会議に付した案件

庶務小委員長の報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件
国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正の件

図書館運営小委員長の報告
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
本日の本会議の議事等に関する件

○田澤委員長 これより会議を開きます。

まず、本日、外務委員会の審査を終了した千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定の譲渡表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件、大蔵委員会の審査を終了した国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、商工委員会の審査を終了した石油開発公団法の一部を改正する法律案について、それぞれ委員長から緊急上程の申し出があります。
右各案件は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 その際、庶務小委員長から、報告のため発言を求められております。これを許します。

す。小淵惠三君。

○小淵委員 昨日の庶務小委員会において協議決定いたしました案件について、順次御報告いたします。

第一は、国会議員互助年金法の改正であります。これは、昭和四十五年四月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年四月から、基礎歳費月額を四十万円に引き上げた年額に改定し、この費用を賄うため、納付金の率を百分の八・四に改めるとともに、恩給法の改正に伴い公務傷病年金の加算額に関する経過措置を定めようとするものであります。

第二は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正であります。これは、本年四月から、永年在職表彰議員に専用自動車を提供等にかえて、永年在職表彰議員特別交通費として月額二十万円を支給しようとするものであります。

第三は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正であります。これは、本年四月から、立法事務費の月額を二十万円に改めようとするものであります。

第四は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正であります。これは、本年四月から、秘書の給料月額を、第一秘書については秘書官六号俸相当額に、第二秘書については秘書官二号俸相当額に引き上げようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案外二件について御説明申し上げます。

第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の改正であります。これは、本年四月から旅費の日額を、議長については一万四千四百円に、副議長及び議員については一万二千四百円に改めるとともに、永年在職表彰議員特別交通費は、毎月末日に支給することとし、専用自動車を提供

されている者等には、特別交通費は支給しないこととしております。

第二は、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の改正であります。これは、本年四月から、証人等の出頭した日の日当について、陳述に要した時間が四時間未満の場合は九千円に、四時間以上の場合は一万八千円に引き上げるとともに、出頭した日以外の日の日当及び宿泊を要する場合の加算額についても、それぞれ引き上げを行おうとするものであります。

第三は、国会議員の秘書の給料等支給規程の改正であります。これは、国会議員の秘書の採用については、本年四月から、原則として事前に議長の同意を得ることとするものであります。

以上、御報告申し上げます。

○田澤委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。

まず、国会議員互助年金法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田澤委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件及び国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正の件の両件につきましては、お手元に配付の案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田澤委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田澤委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件及び国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正の件は、いずれもお手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 この際、図書館運営小委員長から、報告のため発言を求められております。これを許します。西岡武夫君。

○西岡委員 昨二十七日の図書館運営小委員会において協議決定いたしました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件について御報告申し上げます。

環境庁に国立国会図書館の支部図書館を設置することにつきましては、このたび予算措置その他必要な準備が整いましたので、これを設置するため、お手元に配付の印刷物のとおり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○田澤委員長 それでは、ただいま図書館運営小委員長から報告のありました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました五法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 先ほどの商工委員会の法案につきましては、本会議までに審査を終了しないとの連絡がありましたので、緊急上程をいたさないことにいたしましたと思いますが、御了承いただきたいと思います。

○田澤委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○藤野事務総長 まず、緊急上程いたします外務委員会の審査を終了した千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び関税及び貿易に関する一般協定の議定書の改正に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件、この二案件を一括議題といたしまして、栗原外務委員長の御報告がござります。採決は一括いたしましたして、共産党が反対でございます。

次は、大蔵委員会の国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を緊急上程いたします。

まして、上村大蔵委員長の御報告がござります。全会一致でございます。

次は、ただいま委員会提出に御決定いただきました議院運営委員会の国会議員互助年金法の一部改正、それから国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正、立法事務費の交付に関する法律の一部改正、秘書の給料等に関する法律の一部改正、国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の五件を一括いたしましたして、小淵議運理事の趣旨弁明がござります。採決は三回に分けていたしますが、最初の国会議員互助年金法の一部を改正する法律案につきましては、共産党が反対でございます。次は国会議員の歳費、旅費とそれから国会における各会派に対する立法事務費、この二案につきましては、一括採決いたします。共産党と公明党が反対でございます。次に議員秘書の給料と国立国会図書館法の二案につきまして採決いたします。全会一致でございます。

○田澤委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、本会議散会後理事会を再開いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十分散会

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十分散会

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十分散会

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十分散会

○田澤委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。

午後零時五十分散会

る。ただし、附則第四項の規定は、同年八月一日から施行する。

（昭和四十五年四月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例）

2 昭和四十五年四月三十日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十年四月分以降、その年額を、四百八十万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

（公務傷病年金の年額に関する経過措置）

4 昭和五十年八月分から同年十二月分までの公務傷病年金の年額に関する改正後の国会議員互助年金法第十條第三項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第号）附則別表第四」とする。

理由

互助年金に係る納付金の額を改定するとともに、昭和四十五年四月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十條 国会議員として二十五年以上在職し、か

つ、憲政上特に功績顯著な者として、衆議院又は参議院において表彰の議決があつた国会議員(以下「永年在職表彰議員」という。)は、永年在職表彰議員特別交通費として月額二十万円を受ける。

2 永年在職表彰議員は、表彰の議決があつた当月分(各議院の議院運営委員会が、議院において永年在職表彰議員として表彰の議決がなされるまでの間に国会の閉会その他特別の事情があるとして認められた上で、議院において当該表彰の議決をすべきものと決定した永年在職表彰議員については、当該議院運営委員会の決定があつた当月分)から永年在職表彰議員特別交通費を受け

3 永年在職表彰議員が、各議院の議長又は副議長その他両議院の議長が協議して定める者であるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その者には、前二項の規定にかかわらず、永年在職表彰議員特別交通費を支給しない。

第十一條を次のように改める。

第十一條 第三條から第六條までの規定は第九條の文書通信交通費について、第三條から第六條まで及び第九條第二項の規定は前條の永年在職表彰議員特別交通費について準用する。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に衆議院又は参議院において改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「改正後の法」という。)第十條第一項の表彰の議決に相当する議決があつた者は、同項の表彰の議決があつた者とする。

3 この法律の施行の際現に国会議員である者で、前項の規定により改正後の法第十條第一項の表彰の議決があつた者とされるものは、昭和五十年四月分から永年在職表彰議員特別交通費を受ける。

理由
各議院の永年在職表彰議員に新たに永年在職表彰議員特別交通費を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三條中「十二万円」を「二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

理由

国会の各会派に対し交付する立法事務費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第一條中「秘書官の五号俸」を「秘書官の六号俸」に、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一行政職俸給表(一)の六等級十一号俸」を「同表に掲げる秘書官の二号俸」に改める。

第二條各号列記以外の部分中「一般職の職員の給与に関する法律」の下に「昭和二十五年法律第九十五号」を加える。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「秘書官の五号俸」を「秘書官の六号俸」に、「六等級十一号俸」を「秘書官の二号俸」に改める。

理由

国会議員の秘書の給料の月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「八千六百円」を「一万二千円」に、「一万二千円」を「一万四千四百円」に改める。
第十一條第一項中「次条第一項」の下に「及び第十一條の三第一項」を加える。

第十一條の二の次に次の二條を加える。
第十一條の三 永年在職表彰議員特別交通費は、毎月末日にこれを支給する。ただし、その日が日曜日又は休日となるときは、その前日に支給する。
第二條及び第三條の規定は、永年在職表彰議員特別交通費について準用する。

第十一條の四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十條第三項に規定する両議院の議長が協議して定める者は、次の各号に掲げる者とする。
一 各議院の議長、副議長、仮議長、常任委員長又は特別委員長

二 裁判官訴訟委員会の委員長又は裁判官弾劾裁判所の裁判長

三 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官又は政務次官

四 前各号に掲げる者のほか、衆議院にあつては衆議院議長、参議院にあつては参議院議長が指定する者

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十條第一項の永年在職表彰議員が、月の初日以後その月の末日(月の末日前において任期満了、辞職、退職、除名若しくは死亡又は衆議院の解散による任期終了があつた場合は、その当日)に至るまでの間引き続き前項各号に掲げる者であるときは、その月分の永年在職表彰議員特別交通費は、支給しない。同条第二項に規定する議院運営委員会の決定があつた当月分から永年在職表彰議員特別交通費を受けることとなる国会議員については、当該受けることとなる月分についても、同様とする。
第十二條中「乃至前条」を「から第十一條の三」に改める。
第十四條中「(昭和二十二年法律第八十号)」を削る。

附則

この規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二條関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二條、第三條関係)」に、「一三三円」を「一五五円」に、「六、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「八、三〇〇円」を

「二〇、八〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「八、五〇〇円」に改める。

附則

この規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の給料等支給規程（昭和三十三年五月二十七日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第六条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

国会議員が秘書を採用するには、あらかじめ、その院の議長の同意を得なければならない。

2 国会議員は、秘書の採用につき、あらかじめその院の議長の同意を得ることができない特別の事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず、その院の議長の同意を得ないで秘書を採用することができる。その場合においては、採用の後、速やかに、その院の議長の同意を得なければならない。

附則

1 この規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に国会議員の秘書である者は、改正後の国会議員の秘書の給料等支給規程第六条第一項の議長の同意を得て採用された者とみなす。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する

る法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部科学技術書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部環境庁図書館（環境庁）

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

環境庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院運営委員會議録第十三号中正誤

ページ 誤 正

一 三 末 離しやります。 離してやります。